

参 考 ④
平成 31 年（2019 年）1 月 24 日
（市立病院運営委員会）

平成 30 年（2018 年）11 月 15 日
資料⑦

指定管理者の公募・非公募及び指定管理期間について

1 公募・非公募の考えられるメリット・デメリット

/	メリット	デメリット
公募	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者間の競争原理が働く。 ・参入機会の公平性が担保される。 ・指定管理者が次回の選定を意識するため、良好な管理運営が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募の結果、指定管理者が変わるときは、そのたびに改めて地域の医療機関等との連携関係を築くことになり、地域医療に混乱を招くおそれがある。 ・指定管理者職員である病院職員は、指定管理者が変わるときは、現指定管理者の他の病院に転勤する、新指定管理者の職員になる等の進路の選択をせざるをえなくなるが、この状況では、市立病院に職員が集まりにくくなるおそれがある。
非公募	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関等と、顔の見える連携関係が築けることで、安定した医療提供体制が期待できる。 ・指定管理者と病院職員との雇用関係が安定し、計画的な病院職員の採用がしやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者を変えることが無いため、競争原理が排除される。 ・より能率的な施設運営を行う事業者が参入する可能性が無くなる。

2 指定管理期間の長さによって考えられるメリット・デメリット

		メリット	デメリット
指定管理 期間	長い	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的視点に立った病院運営が行いやすく、安定した地域医療提供体制を築きやすい。 ・本市の医療環境が熟知でき、サービスの向上などに繋げることができる。 ・職員の確保、育成が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理期間が長く、指定期間中に事業者を変更させたいときに対応が困難である。 ・運営形態の見直しに対応しづらい。
	短い	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者を変更させることが、比較的容易である。 ・市立病院の運営方針の転換に対応しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的な成果を重視した病院運営となるおそれがあり、中長期的にはマイナスの影響が大きくなる可能性がある。 ・職員の確保、育成が困難である。

3 指定管理者常勤職員の住所地

うわまち病院 (人)

	横須賀市	横浜市	三浦市 逗子市 葉山町	その他	合計
医師	71	33	6	5	115
看護師	255	28	11	8	302
その他技術職	136	36	12	8	192
事務職等	54	10	7	3	74
合計	516	107	36	24	683
構成比	75.5%	15.7%	5.3%	3.5%	100.0%

市民病院 (人)

	横須賀市	横浜市	三浦市 逗子市 葉山町	その他	合計
医師	18	43	4	6	71
看護師	202	6	40	2	250
その他技術職	101	16	13	3	133
事務職等	19	2	5	0	26
合計	340	67	62	11	480
構成比	70.8%	14.0%	12.9%	2.3%	100.0%

※職員数は、平成30年10月1日現在